

設備投資・建築等に係る手続き窓口一覧表

2019年(令和元年)8月時点

確認	項目1	基準等	根拠法令	関係部署	
	土地関連	国土利用計画法に基づく届出(契約締結日から14日以内)	国土利用計画法	都市計画課(084-928-1092) 東桜町本庁11階	
	開発関連	開発許可, 建築許可	都計法29・43条	開発指導課(084-928-1163) 東桜町本庁10階	
		宅地造成工事に関する許可	宅造規制区域内の宅造行為 切土で高さ2m, 盛土で高さ1mを超える崖を生ずる工事等	宅造法8条, 15条3項	
		都市計画施設内における建築許可	都市計画施設及び市街地開発事業の区域内において建築物の建築を行う場合	都計法53条第1項	都市計画課(084-928-1092) 東桜町本庁11階
		風致地区内における建築等許可	風致地区内で次の行為を行う場合 ・建築物その他の工作物の新築, 改築, 増築又は移転 ・建築物等の色彩の変更 ・宅地の造成, 土地の開墾その他の土地の形質の変更 ・その他の行為	風致地区内における建築等の規制に関する条例	
		地区計画区域内における行為の届出(行為着手の30日前)	地区計画区域内で次の行為を行う場合 ・土地の区画形質の変更 ・建築物の建築又は工作物の建設 ・建築物等の用途の変更 ・建築物等の形態又は意匠の変更	都計法第58条の2第1項	
		大規模行為の届出(行為着手の30日前)	・高さ13mを超え, 又は建築・築造面積1,000㎡を超えるもの ・高さ13mを超え, 又は建築・築造面積1,000㎡を超える建造物等で, 外観が10㎡以上 変更となるもの ・土地の形質の変更で外観の変更を生ずることとなるもの (都市計画区域内: 3,000㎡ 都市計画区域外: 10,000㎡が対象) ・その他の行為	景観法第16条/ 福山市景観条例	
		駐車施設の附置に係る届出	近隣商業地域, 商業地域: 延べ面積1,500㎡以上(用途による) その他周辺地区: 延べ面積3,000㎡以上(用途による)	駐車場法/建築物における駐車施設の附置等に関する条例	
		農地転用	農地を農地以外のものにする場合	農地法	農業委員会(084-928-1120) 各出張所 ※3, 4
		農業振興地域農用地区域からの除外		農業振興地域の整備に関する法律	農地課(084-928-1177), 各建設産業課 ※2 東桜町本庁8階, 各支所
		広島県土砂の適正処理に関する条例	・土砂搬出の届け出…500㎡以上の土砂(一時的積場については500㎡/月以上)を事業区域外へ搬出するとき ・土砂埋立行為の許可…土砂埋立区域の面積が2,000㎡以上	広島県土砂の適正処理に関する条例	農林整備課(084-928-1036) 東桜町本庁10階
		林地開発	地域森林計画対象民有林において, 土砂又は樹根の採掘, 開墾その他の土地の形質を変更する行為で, 実際に形質を変更する土地の面積が1haを超える場合	森林法	
		土壌汚染対策の届出	3000㎡以上の土地の形質変更	土壌汚染対策法	環境保全課(084-928-1072) 東桜町本庁8階
	文化財保護	埋蔵文化財協議等	文化財保護法	文化振興課(084-928-1278) 東桜町本庁12階	
		伝統的建造物群保存地区内の建築等	福山市伝統的建造物群保存地区保存条例		
	建築関連	建築確認(工事の着手前)	建築物を建築(用途の変更)しようとする場合, 建築主は着工前に建築主事又は指定確認検査機関に建築確認申請をし, その建築計画が建築基準関係規定に適合していることについて確認(建築確認)を受け, 確認済証の交付を受けなければならない。建築設備の設置, 工作物の築造において準用される場合がある。※計画段階では, 建築基準法第48条, 第51条等の立地規制規定, 同法第43条の接道規定及び同法第40条による付加条例の制限規定への適合に特に注意が必要。※既存建築物を利用する場合, 検査済証の有無等, 適法性を確認しておく必要がある。	建築基準法第6条, 第6条の2, 第87条, 第87条の2, 第88条	建築指導課(084-928-1103) 東桜町本庁11階
		中高層建築物の届出等(建築確認申請前に届出)	建築物の高さが ・商業地域内: 15m超 ・工業専用地域以外の地域及びその他の地区: 10m超 の建築物を建築しようとする建築主は, 建築計画の事前公開(標識の設置)及び近隣住民等への事前説明を行い, 建築確認申請をする前に事前公開及び事前説明の内容について福山市長に届出をしなければならない。	福山市中高層建築物に関する指導要綱	
		福祉のまちづくり事前協議(建築確認申請前に届出)	適用施設の建築等しようとする者は, あらかじめ, その適用施設の建築等の内容について福山市長と協議をおこなわなければならない。	広島県福祉のまちづくり条例第14条	
		建築物省エネ法届出(着工の21日前に届出)	建築主は, 次の工事に着手する日の21日前までに福山市長に省エネ性能確保のための計画を届出なければならない。 ・建築物の新築でその新築に係る床面積の合計が300㎡以上のもの(特定建築物の新築を除く。) ・建築物の増築・改築でその増築・改築に係る床面積の合計が300㎡以上のもの(特定建築行為に該当するものを除く。)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条	
		建設リサイクル法届出(着工の7日前に届出)	次の対象建築工事の発注者又は自主施工者は, 工事に着手する日の7日前までに福山市長に届出なければならない。 [対象建築工事] 解体: 床面積80㎡以上, 新築: 床面積500㎡以上 改修: 請負代金1億円以上, 土木工事等: 請負代金500万円以上	建設工事に係る資材の資源の再資源化等に関する法律第10条	
		みどりのまちづくり条例	建築物の新築 ①土地利用面積1,000㎡以上。 ②工場立地法第6条第1項に係るものを除く。	みどりのまちづくり条例	公園緑地課(084-928-1096) 東桜町本庁12階
	消防関連	消防用設備等の設置等 防火対象物使用開始届等 危険物の貯蔵・取扱等 高圧ガス保安法に関するもの等 火薬類取締法に関するもの等 液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律に関するもの等	消防法 消防法施行令 消防法施行規則 火災予防条例 危険物の規制に関する政令 高圧ガス保安法 火薬類取締法 液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律	福山地区消防組合消防局 予防課 928-1192 沖野上町 南消防署 928-1201 沖野上町 北消防署 923-3199 奈良津町 東消防署 941-3868 引野町北 西消防署 934-1355 松永町 芦品消防署 0847-52-4400 新市町 深安消防署 962-1234 神辺町	
	環境関連	浄化槽工事	浄化槽法5条	環境保全課(084-928-1072) 東桜町本庁8階	
		公害関係特定施設の届出(大気・水質・騒音など)	設置する特定施設の規模などによる。 大気汚染防止法, 水質汚濁防止法, 瀬戸内海環境保全特別措置法, 騒音規制法, 振動規制法, ダイオキシン類対策特別措置法, 広島県生活環境の保全等に関する条例 など		

設備投資・建築等に係る手続き窓口一覧表

2019年(令和元年)8月時点

確認	項目1	基準等	根拠法令	関係部署
水道関連	上水道工事	上水道の引込等	福山市水道給水条例	上下水道局給排水課 (084-928-1512) 古野上町
	工業用水道工事	工業用水の引込等	福山市工業用水道条例	上下水道局給排水課 (084-928-1512) 古野上町
	下水道工事	下水道への接続等	下水道法	上下水道局給排水課 (084-928-1532) (特定施設に該当する場合は水質管理センターにも別に届け出が必要) 古野上町
	集落排水	汚水・雑排水の集中処理(該当地域:服部・走島・田島)	福山市集落排水処理施設条例	農林整備課 (084-928-1035) 東桜町本庁10階
その他	道路関連工事	道路工事施工承認, 道路・水路占用許可等	道路法	土木管理課, 各建設産業課 国道:国交省(三吉町), 県道:東部建設事務所管理課(三吉町) ※1, 5, 6
	屋外広告物	屋外広告物の表示, 屋外広告物掲出物件の設置	福山市屋外広告物条例	土木管理課 各建設産業課 ※1, 2
	工場の緑化等	敷地面積: 9,000㎡ 以上, 建築面積: 3,000㎡ 以上	工場立地法6条	企業誘致推進課 (084-928-1124) 東桜町本庁7階
	病院・診療所・助産所		医療法	保健所総務課 (084-928-1164) 三吉町南すこやかセンター5階
	施術所		あん摩マッサージ師, はり師, きゅう師等に関する法律/柔道整復師法	
	薬局・薬店		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	
	毒物劇物	毒物劇物の保管場所を設置する場合や保管場所を変更する場合	毒物及び劇物取締法	
	ビル管理法	特定建築物・・・床面積 3,000㎡ 以上 (興行場, 百貨店, 集会場, 図書館, 遊技場, 店舗, 事務所, 旅館, 研修所など) 学校・・・床面積 8,000㎡ 以上	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)	保健所生活衛生課 (084-928-1165)
	公衆浴場		公衆浴場法	
	旅館・ホテル		旅館業法	
	クリーニング所		クリーニング業法	
	食品工場等		食品衛生法	
	寄宿舍		労働基準法/ 事業附属寄宿舍規定	労働基準監督署 (084-923-0005)
	大規模小売店舗立地法の届出	店舗面積1,000㎡以上	大規模小売店舗立地法	産業振興課 (084-928-1038) 東桜町本庁7階
	土砂災害(特別)警戒区域		土砂災害防止法8条2項	広島県東部建設事務所 三吉町 (084-921-1311)
	急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地法	
	河川改築許可, 占用許可		河川法	
	砂防指定地		砂防法	
	地すべり防止区域		地すべり等防止法	
	臨港地区		港湾法	
海岸保全区域		海岸法		
保安林解除		森林法	森林課	

連絡先一覧

※1	土木管理課	東桜町 本庁9階	084-928-1079
※2	松永建設産業課	松永町	084-930-0412
	北部建設産業課	駅家町	084-976-8807
	神辺建設産業課	神辺町	084-962-5013
	沼隈建設産業課	沼隈町	084-980-7709
※3	農業委員会	東桜町 本庁8階	084-928-1120
※4	農業委員会 松永出張所	松永町	084-930-0417
	農業委員会 北部出張所	駅家町	084-976-8813
	農業委員会 神辺出張所	神辺町	084-962-5015
	農業委員会 新市出張所	新市町	084-752-5592
	農業委員会 沼隈出張所	沼隈町	084-980-7711
※5	国土交通省福山河川国道事務所	三吉町	084-923-2620
※6	広島県東部建設事務所	三吉町	084-921-1311